

「RV パークおおた」に係る施設管理手数料の徴収に関する規定

道の駅おおた

第1条 この規定は、RV パークの使用者から徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）並びにその徴収方法等について、必要な事項を定めるものとする。

使用料等

第2条 使用料等は、別表に定めるとおりとする。

使用料等の納入及び還付

第3条 使用料等は、施設及びサービスを利用する際に納入しなければならない。

既納の使用料等は、還付しない。ただし、職員が特別な理由がありと認めるときは、全額又は一部を還付することができる。

第4条 職員が必要あると認めたときは、使用料等の全額又は一部を減額、又は免除することができる。

その他

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、施設管理者が定める。

附則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	名称	金額
使用料	電源施設使用料	1時間に付き100円(電源のみの施設利用可 9時～18時)
手数料	施設管理手数料	1日に付き1,000円(水道使用料含む) 1泊2日の場合24時間を超えない場合は1日とみなす
	ゴミ処理手数料	指定のごみ袋1枚に付き500円

車両駐車エリア

